

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年 5 月 11 日

水 曜 日

第 4053 号

## 目 次

### 告 示

- 物品売払代金の徴収事務の委託 1
- 指定障害福祉サービス事業者の指定 2

### 選挙管理委員会告示

- 公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定 3

### 公 告

- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施
- 随意契約の相手方等の公示 7

~~~~~

## 告 示

~~~~~

### 富山県告示第237号

物品売払代金の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158号第 1 項の規定により、富山県  
 刊行物の普及及び有償頒布に関する取扱要綱に基づく物品売払代金の徴収の事務を  
 次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成28年 5 月 11 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山市新総曲輪 4 番18号

公益財団法人富山県文化振興財団 理事長 寺林 敏

富山市五福 777番地

富山県水墨美術館友の会 会長 森 政雄

中新川郡立山町芦畷寺93- 1

富山県立山博物館友の会 会長 佐伯 博

富山市新富町一丁目 2 番 3 号

富山県いきいき物産株式会社 代表取締役社長 上野 勉

射水市海王町 1 番地

新湊うまいもん株式会社 代表取締役 内田 信洋

## 富山県告示第238号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成28年 5 月 11 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
同行援護、 行動援護	平成28年 5月1日	1612000081	福光農業協 同組合	南砺市荒木 5318番地	J A 福光ふ れあいセン ター	南砺市福光 1192番地

## 富山県告示第239号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成28年 5 月 11 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
居宅介護、 重度訪問介 護	平成28年 5月1日	1610800110	医療法人社 団ナラティ ブホーム	砺波市山王 町2番12号	ものがたり ホームヘル プサービス ション	砺波市山王 町2番12号

**富山県選挙管理委員会告示第19号**

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定  
について

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 161条第 1 項第 3 号に規定する、公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設として次の施設を指定した旨、朝日町選挙管理委員会から報告があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成28年 5 月 11 日

富山県選挙管理委員会

委員 長 野 尻 昭 一

施設の名称	所在地
朝日町五差路周辺複合施設 (とやま朝日町北陸街道五叉路 Closs Five (クロスファイブ) )	下新川郡朝日町泊 418番地

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施**

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成28年 5 月 11 日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 入札に付する事項****(1) 借入物品等の名称及び数量**

富山県個別業務システム共用サーバ機器 一式

**(2) 借入物品等の規格、機能、性能等**

入札説明書による。

## (3) 借入期間

平成28年12月1日から平成33年11月30日（60箇月）

## (4) 借入場所

入札説明書による。

## (5) 借入条件

入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成28年富山県告示第 151号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成28年富山県告示第 151号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

## 3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4 の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

## (2) 入札説明書の交付方法

平成28年5月11日から同年6月13日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

## (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成28年5月25日 午前10時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号  
富山県出納局総務会計課入札室

## (4) 入札書の提出期限

平成28年6月20日 午後5時15分

## (5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

## 5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成28年7月7日 午前11時

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

## 6 入札保証金に関する事項

免除とする。

## 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 箇月分の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係るのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

---

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:  
Toyama Prefectural e-government Shared Server for respective system service, one set.
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on June 20, 2016
- (3) Contact point for notification:  
General Affairs, Accounting and Property Management Division  
Treasury Bureau  
Toyama Prefectural Government  
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.  
930-8501 Japan  
Telephone: 076-444-3423, 3424

### 随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により次のとおり公示する。

平成 28 年 5 月 11 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
富山県税務電算システム及び電子申告システム維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県経営管理部税務課 富山市新総曲輪 1 番 7 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成 28 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額

42,822,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため